



彼岸花

桶屋事務所だより



編集発行人
桶屋税理士事務所
税理士 桶屋泰三

〒930-0096
富山市舟橋北町7-15
TEL076(441)2322・FAX076(441)1999
<http://okeya.zei-mu.jp>

◆ 9月の税務と労務

- 国 税 / 8月分源泉所得税の納付 9月10日
- 国 税 / 7月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 10月1日
- 国 税 / 1月決算法人の中間申告 10月1日
- 国 税 / 10月、1月、4月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 10月1日

9月

(長月) SEPTEMBER

17日・敬老の日 22日・秋分の日

日	月	火	水	木	金	土
.	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30



ワンポイント

捜査特別報奨金制度 都道府県警察が捜査を行っている事件のうち警察庁が特に指定したものに、その事件の検挙に結びつく有力な情報提供者に国費より報奨金を支払う制度。報奨金は原則、上限300万円ですが、凶悪事件などでは1,000万円まで増額されます。なお、報奨金は、懸賞金、競馬の払戻金、生命保険の満期返戻金と同様に一時所得となります。

現物給与 (経済的利益) に関する

Q & A

所得税では、会社から現金で支給されるものだけでなく、経済的利益を受けたと見なされると、給与と同様に課税されることとなります。

判断に迷うケースも多いので、以下、Q&A方式で身近な例を取り上げてみます。

1 健康診断費用

Q 役員、従業員の健康診断費用を負担した場合、経費になりますか。

A また、一部の人が人間ドックを受けている場合はどのように取り扱われますか。

A 原則として、会社が負担した検診費用は、役員のみ又は特殊関係人(役員の親族、事実上婚姻関係と同様の関係にある者等)のみを対象としたもの

のや、著しく高額である場合を除き、福利厚生費として損金の額に算入されます。

年齢四〇歳以上の役員及び従業員を対象として人間ドックなど別メニューの検診項目とすることなどは合理的だと一般的に考えられていますが、役員のみを対象としたものや、著しく高額であると認められるものを負担した場合には、その役員等に対する給与(賞与)となり、損金に算入できません。

福利厚生費は、役員、従業員を問わず機会均等でなくてはなりません。

2 永年勤続者に対する旅行費用・記念品の支給

Q 役員又は従業員のうち永年勤続者に対して、次のものを支給した場合、現物給与と

して課税されませんか。

- ① 永年勤続者のうち、勤続二五年に達した者には二泊三日の旅行相当(一〇万円程度)、勤続三五年に達した者には四泊五日の旅行相当(二〇万円程度)とし、その実際の費用を会社が支払った場合
- ② 勤続二五年の永年勤続者に、一〇万円に相当する旅行クー



ポン券を支給した場合



A 使用者が、永年勤続の役員又は従業員の表彰に当たり、その記念として旅行、観劇等に招待し、又は記念品(現物に代えて支給する金銭は含まない)を支給することにより、その役員又は従業員が受ける利益で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、課税されません。

- (1) その受ける経済的利益が、その役員又は従業員の勤続期間等に照らし、社会通念上相当と認められること
- (2) その表彰が概ね一〇年以上の勤続年数の者を対象とし、かつ、二回以上表彰を受ける者については、概ね五年以上の間隔をあけて行われていること

なお、これらの表彰に当たり、金銭で支給した場合や、同一の永年勤続者につき均一に行われない場合は、すべて給与課税とされます。

質問①については、社会通念上相当なものと思われ、問題ありません。

一方、質問②については、金銭と引き換えることができる旅行クーポン券の場合、実質的には金銭の支給と変わらないので、原則として券面額に相当する金額の給与の支給があったものとして、源泉徴収の対象となります。

3 使用者から貸与を受けた住宅に係る賃貸料相当額

Q 当社では、社宅がないので従業員を居住させるために当社名義でアパートを借り受けて（月家賃一二十万円）、これを月四万円で従業員に貸し付けた場合、差額八万円は経費として認められるでしょうか。それとも、給与課税されますか。

A 結論としては、会社が他から借り受けた住宅を従業員

〈算式〉

$$\text{賃貸料相当額(月額)} = \left(\frac{\text{その年度の家屋の固定資産税の課税標準額}}{\text{その年度の敷地の固定資産税の課税標準額}} \times 0.2\% \right) + \left(12 \text{円} \times \frac{\text{当該家屋の総床面積 (m}^2\text{)}}{3.3 \text{ (m}^2\text{)}} \right) + \left(\frac{\text{その年度の敷地の固定資産税の課税標準額}}{\text{その年度の敷地の固定資産税の課税標準額}} \times 0.22\% \right)$$

(例)

家屋の固定資産税課税標準額 500万円
土地の固定資産税課税標準額 800万円
家屋の床面積 40㎡

$$(5,000,000 \times 0.2\%) + (12 \times \frac{40}{3.3}) + (8,000,000 \times 0.22\%) \doteq 27,745 \text{円}$$

員に貸与する場合には、一定の算式（上段）により計算される通常の賃貸料の五〇％相当額以上を受領していれば、実際の家賃と従業員に貸し付ける家賃との差額は、従業員に対する給与とはされません。

実際問題として、アパートを借りた場合、その家賃の固定資産税の課税標準を明らかにすることは難しいと思われるが、前記算式で計算される金額は、賃貸相場よりかなり低く（二割程度となることが多い）、しかもその五〇％以上の家賃で良いので優遇されていることになりま

す。また、複数の従業員に対して住宅を貸与している場合で、その住宅の状況に応じてバランスのとれた賃貸料を徴収しているとき、例えばAは四万円、Bは三万円、Cは五万円と様々な賃貸料を徴収しているときには、賃貸料の合計額が前記の算式により計算された通常の賃貸料の五〇％相当額以上となっていれば、そのすべての従業員に対して経済的利益の供与はないものとされます。

4 食事を支給したとき

Q 従業員に食事を支給した場合、給与として課税されませんか。

A 従業員に支給する食事の半分以上を負担していること、②食事の価額から従業員が負担している金額を差し引いた金額が一月当たり三、五〇〇円（税抜き）以下であることが要件をどちらも満たしていれば、給与課税はされません。

たとえば、一月当たりの食事の価額が五千円で、従業員が負担している金額が二千円の場合、①を満たしていないことから、差額の三千円は給与課税されます。食事の価額は、仕出し弁当などを取り寄せて支給している場合は、業者への支払金額、社員食堂などで会社が作った食事を支給している場合は、食事を作するために直接かかった費用の合計額をいいます。なお、残業又は宿日直者へ支給する食事は無料でも給与課税されません。

平成24年度改正

住宅取得等資金の贈与税の非課税制度

平成二十四年度税制改正で、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度について適用要件等が見直され、適用期間が平成二十六年十二月三十一日まで延長されました。

平成二十四年一月一日から平成二十六年十二月三十一日までの間に父母や祖父母など直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受け、住宅取得等をして居住したときは、一定の要件を満たせば、非課税限度額まで贈与税が非課税となります。この特例は、贈与税の基礎控除及び相続時精算課税と併せて適用できます。

1 非課税限度額

① 省エネ等住宅

平成二十四年：一、五〇〇万円、平成二十五年：一、二〇〇万円、平成二十六年：一、〇〇〇万円

② 前記以外の住宅

平成二十四年：一、〇〇〇万円、平成二十五年：七〇〇万円、平成二十六年：五〇〇万円

2 省エネ等住宅とは

省エネ等基準（省エネルギー対策等級4相当であること、耐震等級2以上であること又は免震建築物であること）に適合する住宅用の家屋であり、建設住宅性能評価書などの証明書で証明がされたもの。

3 受贈者の要件

① 贈与を受けたときに贈与者の直系卑属であること。

② 贈与を受けた年の一月一日現在で二〇歳以上であり、贈与を受けた年の合計所得金額が二千万円以下であること。

③ 贈与を受けた年の翌年三月十五日までに住宅の取得等を行うこと。

④ 贈与を受けた年の翌年の三月十五日までにその住宅に居住するか、または、遅滞なく居住することが確実であると見込まれること。

⑤ 配偶者や親族などの特別の関係がある者からの取得等ではないこと。

と。

⑥ 以前に改正前の住宅取得等資金の贈与税の非課税制度の適用を受けたことがないこと。

4 住宅用の家屋の新築・取得等の要件

（新築・取得等の場合）

① 床面積

取得等をする住宅は、床面積が五〇㎡以上二四〇㎡以下であり、床面積の二分の一以上の部分が住居用であること。

② 建築年数（中古住宅の場合）

中古住宅を取得する場合には家屋の建築年数が、耐火建築物である場合は二五年以内、耐火建築物でない場合は二〇年以内であること。ただし、耐震性の証明がある場合は建築年数の制限なし。

（増改築等の場合）

① 増改築等後の床面積が五〇㎡以上二四〇㎡以下であり、床面積の

二分の一以上の部分が住居用であること。

② 一定の工事に該当することが「確認済証の写し」、「検査済証の写し」又は「増改築等工事証明書」により証明されたものであること。

③ 増改築等の工事に要した費用の額が一〇〇万円以上であること。

5 特例を受けるための手続

贈与税の申告期間内に贈与税の申告書及び添付書類などを提出した場合に、適用を受けることができます。

